

第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の概要

2025年（平成37年）の団塊の世代の75歳到達をはじめとする高齢化の進展

- ・一人暮らしの高齢者・認知症高齢者の増加
 - ・老老介護の増加
 - ・地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化
 - ・支え手となる世代の減少
- など

介護サービスだけで高齢者を支えていくことは困難になっていく！



地域包括ケアシステムの構築

★第7期計画は、第6期計画において取り組んできた「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を深化・推進するため、平成37年度を見据えた中長期的な計画の2期目の計画として策定

○第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の法的位置付け
- 3 総合計画等との関係
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制
- 6 アンケート調査の実施

第2章 滝川市を取り巻く現状

- 1 介護保険制度の改正
- 2 高齢者等の現状と将来推計

第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

- 1 計画の基本理念
- 2 基本方針
- 3 重点目標
- 4 評価・公表

○第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 自立支援、介護予防等の推進

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 健康づくりによる介護予防の推進
- 3 その他の生活支援事業
- 4 家族介護者への支援の充実

第2章 地域生活支援体制の整備

- 1 地域包括支援センターによる支援
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 地域における支え合いの推進

第3章 高齢者の住まいの確保

- 1 公営住宅の整備
- 2 民間住宅等の整備
- 3 養護老人ホーム

第4章 社会参加と交流の推進

- 1 高齢者の生きがいづくり
- 2 高齢者の生涯学習の充実
- 3 高齢者の積極的な社会参加の促進

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

- 1 居宅介護サービス
- 2 施設介護サービス
- 3 地域密着型サービス

○第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み
- 3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み
- 4 地域支援事業の見込み
- 5 特別給付等

第2章 介護保険料について

- 1 介護保険料の設定
- 2 介護保険料の算定
- 3 介護保険料の将来推計

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

- 1 介護保険制度への理解と啓発の促進
- 2 介護保険サービスの量的確保
- 3 地域支援事業の確保
- 4 適正な介護認定の推進
- 5 保険者機能の強化
- 6 介護給付の適正化
- 7 低所得者の負担軽減対策の実施

★介護保険料の設定

・必要となる事業費の総額 121 億 5,984 万 5,000 円

・保険料収納必要額 24 億 692 万 4,000 円

・基金取崩しによる市独自の保険料軽減（基金残額 1 億 6,744 万 5,766 円）

①全保険料段階への保険料軽減（取崩し額 1 億3,200万円） 基準額 5,582円⇒5,290円

②第1段階への保険料軽減（取崩し額 3,232万2,000円） 保険料率 0.45⇒0.40

（市独自軽減②は、消費税率10%引上げに伴う国の軽減措置実施までの間の暫定措置）

課税状況		要件		保険料段階	第6期		第7期		増減額
世帯	本人				保険料率	月額（年額）	保険料率	月額（年額）	
生活保護受給者									
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.45	2,205 円 (26,460 円)	0.40 市独自軽減② Δ0.05	2,116 円 (25,390 円)	Δ89 (Δ1,070)
		課税	80 万円以下						
		年金	80 万円超	第2段階	0.75	3,675 円 (44,100 円)	0.75	3,968 円 (47,610 円)	293 (3,510)
		収入	120 万円以下	第3段階					
課税	課税	+	120 万円超	第4段階	0.90	4,410 円 (52,920 円)	0.90	4,761 円 (57,130 円)	351 (4,210)
		合計	80 万円以下	第5段階					
		所得	80 万円超	第6段階	基準額	4,900 円 (58,800 円)	基準額 市独自軽減① Δ292 円	5,290 円 (63,480 円)	390 (4,680)
		金額		第7段階					
課税	課税	合計	120 万円未満	第8段階	1.20	5,880 円 (70,560 円)	1.20	6,348 円 (76,170 円)	468 (5,610)
		所得	120 万円以上	第9段階					
		金額	200 万円未満	第7段階	1.30	6,370 円 (76,440 円)	1.30	6,877 円 (82,520 円)	507 (6,080)
			200 万円以上	第8段階					
課税	課税		300 万円未満	第9段階	1.50	7,350 円 (88,200 円)	1.50	7,935 円 (95,220 円)	585 (7,020)
			300 万円以上	第9段階					
課税	課税			第9段階	1.70	8,330 円 (99,960 円)	1.70	8,993 円 (107,910 円)	663 (7,950)
				第9段階					